

<令和5年度第1回やまがた緑環境税評価・検証委員会 議事録>

○開会

○環境エネルギー部長あいさつ

○委員長あいさつ

○議事進行

(林委員長)

議事に入る前に、やまがた緑環境税評価・検証委員会運営要領第3条に定める議事録署名人ですが、佐藤景一郎委員を指名いたします。よろしいでしょうか。

(佐藤景一郎委員)

はい。

(林委員長)

よろしく願いいたします。

それでは次第に従いまして、議事を進めて参ります。

(林委員長)

それでは、(1)報告の①令和4年度やまがた緑環境税活用事業の実施状況について事務局から説明をお願いします。なお、②令和5年度やまがた緑環境税活用事業の概要については、3月開催の委員会の資料と同じになりますので、実績報告と併せて簡潔に説明いただきたいと思います。

(1) 報告

(みどり県民活動推進主幹、森林経営・再造林推進主幹)

①令和4年度やまがた緑環境税活用事業の実績について

②令和5年度やまがた緑環境税活用事業の概要について

(林委員長)

事務局から説明いただいたことについて、ご質問がありましたらお願いします。

(高橋委員)

「森林資源再生事業の森林の公益的機能を持続的に発揮する仕組みを構築」の部分の実績が、最上・庄内と村山・置賜で差があるのはなぜでしょうか。

(森林経営・再造林推進主幹)

森林資源再生事業の地域ごとの面積ですが、県内の人工林については、最上地域と庄内地域が多く、村山地域と置賜地域、特に置賜については天然林が比較的多いということがあって、

まず資源的なものとして、最上・庄内が多いということ、また、林業的な経営活動についても、最上・庄内については非常に活発に行われていることから、このような地域間の開きが出たと考えております。

(高橋委員)

はい、ありがとうございます。

(林委員長)

関連して私からお伺いしたいのですが、荒廃森林緊急整備事業の人工林整備について、置賜だけが少ないのは、荒廃のおそれがある森林が、そもそも少ないという理由でしょうか。

(森林経営・再造林推進主幹)

置賜は人工林の資源が全体の中でも多い方ではないので、そうしたことから面積が少ないということもあるかと思えます。また、昨年度については、特に飯豊町を中心に大雨の災害が起きておりまして、それにより、現場そのものもそうですが、現場へのアクセス道路が寸断され、現場作業ができなくて見送ったという事案もあるかと思えます。

(林委員長)

ありがとうございます。

(佐藤景一郎委員)

税込ですが、令和4年と5年に事業費が積立額を上回っているのは、税込が減っても基金で補填できるということかと思うのですが、基金に積み立てるのは、果たしてよいことなのか。なるべく使っていただきたいという私の個人的な意見ですが、全体的に少子高齢化で税込が下がってきているとは言えるものの、資料を見るとそれほど下がっていないので、まずは使って基金に積み残しがないようにした方がよいと思いますが、その方向性はどうかでしょうか。

(みどり県民活動推進主幹)

人口が減っているので、確実に個人分の税込は減る訳ですが、法人の方は、企業の活動により税込が変わってくることもあります。昨今の物価高などで、税込は多少変動しているところがあるかと思えます。委員のおっしゃられる通り、積み残しのないように、いただいた分はその年になるべく使うということになってはいますが、年度末になってイベントが開催できなかったなど、そういうことが様々あります。年度内に確認していますが、そうした理由で使われなかった部分については、基金に戻し、翌年度以降に活用し、全て使いたいと考えております。

(林委員長)

原則としては、年度内に使い切るということですね。

(大山委員)

仕事柄、FP協会のホームページを見るのですが、森林環境税が2024年度からスタートということについて、復興特別税がそのまま森林環境税になるという書き方をされていて、その税金に興味を持つ人が多くなるのではないかと、知る人が多くなると、その使い道に興味を持つ人も増えてくるのではないかと思います。

昨年度までの、もしくは令和5年になってからの、ハード事業77%・ソフト事業23%という割合は、どうしてこの割合になっているのか、何か根拠があるのかなのかというところも含めてお聞きしたいです。

(みどり県民活動推進主幹)

申し訳ございませんが、資料を持ち得ておらず即答できないので、後程お答えさせていただきますと思います。

(大山委員)

ハード事業は恐らく待たなしで進んでいくと思いますので、その手当をする必要があると思います。ソフト事業は、先ほどの説明の中にもあった「森林林業に興味を持つ人が増えるように」というのはよくわかりますし、とても大事なことだと思うのですが、例えば老人が増えるので、作業がしやすいようにロボットの開発など、単独でやることは難しいでしょうから、そういう方に予算を向けるっていうのもありかなと思います。この税金を使わないで、基金として積み立てをしているというケースも多いとか、地方では、役場の担当が少なく、この税を有効に使う政策ができないというような問題もあるそうなので、そういうことにも予算を使っていく方がいいのかなというふうにも思いました。

ネット上では辛辣な意見が多いので、税を使ってやっていることを見せる、知らせることが大事だと思います。先ほど、ビフォーアフターの写真がありましたが、現場で「この税金を使ってこれをやっています」と、立て札のような物でお知らせするのでしょうか。

(みどり県民活動推進主幹)

一つこの話をする前にお話したいと思いますが、緑環境税については平成19年から県がスタートしたものです。今、話題にされており、ネット上を騒がせているというのは、令和元年度から国がスタートした森林環境譲与税についての件だと思います。緑環境税につきましては、先ほど説明しましたが、実績集など見ていただきますと、現場作業をするときに旗を立てたり、チラシにも「緑環境税を活用しています」というようなことを記載していただくようお願いしているところです。森林環境譲与税につきましては、森林ノミクス推進課の方の担当になりますので、そちらの方から説明をお願いしたいと思います。

(森林経営・再造林推進主幹)

まずご質問の最後のところにありました、いわゆるハード事業の実施した場所のPRについてですが、ハード事業の実施箇所につきましては、併せてその現場の道路沿いなどの比較的現場が見通せるような場所に、間伐材の看板を立てることにしております、その看板に、「この森林は緑環境税により整備した森林です」と実施年を入れて掲げることとしております、周辺の所有者、山に入った方へのPRをしていくような形となっております。イメージ的には先ほどの資料1-4の実績集の9ページ目を開いていただきますと、整備後の右側の写真に木製の看板があるのがわかるかと思えます。1mぐらいの看板を立ててPRするようにしているところがございます。ご質問の前段の森林環境譲与税の部分につきましては、後ほど資料4-1で税の制度について改めて説明させていただきますので、その上で改めてご質問いただければと思います。よろしく申し上げます。

(林委員長)

大山委員のご質問は重要なご質問と思いますが、今ありましたように、後半の協議の内容に関連が深い内容と思えますので、後半の説明の後にお願いいたします。先ほど事務局から説明がありました部分につきまして他に委員の皆様からありますでしょうか。

続きまして次第3(2)の協議事項、やまがた緑環境税のあり方について事務局から説明お願いしたいと思います。

(2) 協議

(みどり県民活動推進主幹、森林経営・再造林推進主幹)

①やまがた緑環境税のあり方について

(林委員長)

ご説明ありがとうございました。それではこちらの件につきまして、皆様からご質問ご意見ありますでしょうか。

(松田委員)

前回の委員会でご提案させていただきましたが、わかりやすく言うと、市町村単位で行う森林整備や木材の普及活動というのは、森林環境譲与税を活用した事業を市町村が主体になって行う。公益的に県でコーディネートすべきものは緑環境税を活用して、県は広域的に事業展開する。という方向性で整理されているものと考えております。いずれにしても、市町村が主体となって行う森林環境譲与税を活用した事業の実施状況を注視しながら、それを踏まえた上で、今後の緑環境税事業の見直しのスケジュールを検討する必要があるかなというふうに思います。

多くの県民の皆さんに、この流れに賛同していただき、県民の皆様の木材利用を通じて、地域の森林資源の循環利用に寄与するような県民運動としての木材利用を支援する仕組み作りは、緑環境税を充当して事業展開できるのではないのかなというふうに考えます。その際、私

が前回評価・検証委員会で申しあげましたように、木材の炭素固定量にも着目し、県民の皆様が地域利用に参画しやすいようにすることが重要と考えております。私どもの木産協では、川中の活動として、建築士を対象とした製材所やプレカット工場を知ってもらうバスツアーを開催する予定をしております。これを開催することによって、山に関心を持ってもらうというふうに繋がってくるのではと思います。広く県民の皆様に地域材の生産や使われ方を知ってもらうよう県民参加型の木材生産現場の見学会なども企画していただき、県民の皆様の木材利用の意識の醸成に繋げていただきたいと考えております。

(林委員長)

事務局からございますでしょうか。

(みどり県民活動推主幹)

貴重なご意見ありがとうございます。令和3年度の評価・検証委員会の時に、炭素固定量を計算させていただき、評価・検証の対象とさせていただいております。こちらにつきましても、次回の評価・検証に向けまして、整理していきたいと考えております。ありがとうございます。

(林委員長)

他に委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

(林委員長)

他に今の説明に関しまして、ご意見ございますでしょうか。

私から質問させていただきます。資料4-1の市町村の森林経営管理の進捗状況について、所有者の意向調査が済んでいる市町村数が21で、面積が約1,800haだということだと思っておりますが、これはこの森林経営管理制度による管理を希望している面積の合計がこれ位ということでしょうか。

(森林経営・再造林推進主幹)

そちらの表の面積については、意向調査を実施した面積となっております。その中で所有者さんのご意向を確認していくということになっており、この約1,800haが、いわゆる市町村に預けたいといったものではございません。

(林委員長)

そうしますと、意向調査を実施した面積が21市町村でこれだけというのは、非常に少ない印象受けますが、これはどうしてでしょうか。

(森林経営・再造林推進主幹)

先ほども冒頭でご説明しましたが、最終的には、市町村が自らの市町村の中を管理しているというための制度ですが、市町村としても業務量が見えてこないということもあったり、この経営管理のプロセスそのものやってみないとわからないということがあるので、まずはモデル的にどこか一つ選んでやってみて、業務量、お金のかかり方、時間、スケジュールというようなものを確認しながら、全体の計画を進めていこうということで、4年目でようやくここまで来たというところですよ。やはりまだまだモデル的な取り組みのため、一つの市町村で意向調査している単位が、10ha、30ha というような比較的小面積にとどまっていることから、1,800ha 程度になっているところです。

(林委員長)

わかりました。私の意見としても先ほど松田委員からありましたように、こちらの方は市町村が主体となって整備を進めていくということだと思いますが、現状では、まだそれが面的にどこまで広がっていくのかよくわからないという状況だと理解してよろしいでしょうか。

(森林経営・再造林推進主幹)

今回の進捗状況を見る限りは、やはりまだまだ市町村が主体となった森林整備を本格的にやるには時間がかかると思っております。そういったことで、この資料の左側の令和3年度の評価・検証の時点で、将来的にはこういった人工林で所有者が管理できないところは市町村がこの制度を使ってやっていくという方向性はあるものの、当面、令和8年度までは、緑環境税の事業としては、引き続き緊急性のある、荒廃のおそれがある森林についての整備を継続することとし、森林経営管理制度の集積計画と呼ばれる、市町村が所有者さんから山を預かった部分については、緑環境税の事業は実施しないという形で整理しています。

(林委員長)

ありがとうございます。他に緑環境税のあり方について、委員の皆様からご質問ご意見ありますでしょうか。

(高橋委員)

天然記念物指定の植物は、観光が担当になるかと思うのですが、西川町のハゴロモミズナラという天然記念物に指定されているのに、誰も場所がわからないというようなことを聞いて、森の中も藪になって道が二つあったのにどちらも行けなくなったと聞いて、これは違うのかなと今思い出したのですが。

(みどり自然課長)

天然記念物に関しては文化財の関係になりますので、県ですと文化財の担当が担当していますし、市町村では教育委員会で担当しているところが多いと思います。今日出席しているところはどちらも所管しておらず、お答えできず大変申し訳ありません。

(林委員長)

では、他にご質問などございますか。いくつか重要なご意見をいただきましたので、是非、参考にして今後の運営に生かしたいと思えます。他にご意見ご提言などあるかと思えますが、時間も限られておりますので、本日の議事は全て終了とさせていただきます。委員の皆様のご協力に感謝申し上げ、委員長を務めを終わらせていただきます。

○現地視察

(「やまがた緑環境税」活用事業実施箇所の視察を行った。)